電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

(趣旨)

平成30年3月2日付けで電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)より経済産業大臣に対して業務規程の変更の認可申請があり、同月14日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)としての回答について御検討を頂く。

1. 経緯

広域機関においては、今後、容量市場の運営、需給調整市場の検討、コネクト&マネージの検討・先行実施など、その役割・機能が増加・高度化すると見込まれることから、業務の着実かつ効率的な実施を図るため、平成30年4月に事務局内の分担の変更を行う計画。

広域機関事務局の業務分掌の変更は業務規程の変更が必要となり経済産業大臣の認可を要するところ、評議員会、総会、理事会それぞれの議決を経て、同年3月2日付で広域機関より経済産業大臣に対して業務規程の変更の認可申請があり、同月14日付で経済産業大臣から意見の求めがあったところ(別紙1)。

2. 業務規程変更のポイント (別紙2p.3、別紙3)

平成30年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日付で、広域機関事務局の業務分掌を一部変更する。

- ・ 企画部機能の強化(企画機能に特化): 企画部の企画業務(広域機関の中長期的な機能の検討を含む。)以外の業務を企画 部から総務部等へ移管し、企画部機能の強化を図る。
- 総務部機能の強化(事務局統括機能の強化):事務局統括業務を総務部に集約し、総務部の事務局統括機能の強化を図る。

3. 業務規程変更の趣旨等

1) 今回の業務分掌の変更により実現を目指す事項、所管事項変更のメリット

各部室が所掌業務に関する制度等の企画を行うことを前提として、企画部が電気事業の広域的運営に関する短期的・中長期的な諸課題の解決に特化できるようにするため、企画部が従来一部行っていた事務局のとりまとめ業務(注1)を企画部の所掌から総務部の所掌に移す

これによって、企画部の人員を企画業務に集中させることができるようになり、「容量市場」や「需給調整市場」の詳細検討のみならず、全体として効果的・効率的な制度の総合的な検討(注2)の精緻化・迅速化が図られることが見込まれる。

注1) 広域機関ルール(定款、業務規程、送配電等業務指針) に関する管理(認可

申請に関する調整、解釈・運用に関する総括)、事業計画、予算、渉外等注2)「容量市場」、「需給調整市場」、「コネクト&マネージ」など新たな制度の導入や見直しに当たり、「計画値同時同量制度」、「インバランス制度」、「FIT制度」、「優先給電ルール」、「容量市場」、「需給調整市場」、「コネクト&マネージ」など他制度等との整合を図ることを含む。

2) 今回の業務分掌変更後の、各部室の協働体制

今回の業務分掌の変更により、企画部が従来一部行っていたとりまとめ業務(※)が総務部に移管されるため、今後は総務部によるとりまとめの下、広域機関の各部署がこれまで以上に一体感を持って業務を進めることになる。

※ 広域機関ルール (定款、業務規程、送配電等業務指針) に関する管理 (認可申 請に関する調整、解釈・運用に関する総括)、事業計画、予算、渉外等

なお、制度等の企画については、各部室が所掌業務に関する制度等の企画を行うことを前提として、企画部が、電気事業の広域的運営に関する短期的・中長期的な諸課題の解決に特化し、全体として効果的・効率的な制度となるよう、総合的な検討を行うため、広域機関の各部室が整合的に一体感を持って制度等の企画を行うことが見込まれる。

4. 認可申請に係る意見

変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会 として、別紙4の案のとおり、当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとし たい。

経済産業省

官 印 省 略 20180302資第17号 平成30年3月14日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

業務規程の変更認可について

電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第66条の11第1項第5号の規定に基づき、 別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更について、貴委員 会の意見を求めます。

業務規程変更認可申請書

平成30年3月2日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関 理事長 金本 良嗣 住 所 東京都江東区豊洲 6-2-15

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容 別紙1のとおり。
- 2 変更しようとする年月日 平成30年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由 広域機関は、「容量市場」、「需給調整市場」及び「コネクト&マネージ」等 の新たな課題に効果的・効率的に取り組む必要があることから、今般、事務局 の機能強化及び合理化を行うため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要 別紙2のとおり。



別紙2

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

当機関が業務規程の変更の認可申請を行うに至る経過の概要は以下のとおりである。

時期		経過の概要
平成29年		♥★★坐上E128中に ↑₩₹₩₩和 + が再到 □T
9月 6	3	・経済産業大臣が現行の業務規程を変更認可。
平成30年		-
2月 2	3	・評議員会において、本変更案を議決。
2月 2	1	・理事会において、本変更案を議決。
3月 2	1	・通常総会において、本変更案を議決。

業務規程変更案の概要について

平成30年2月2日

電力広域的運営推進機関



- 業務規程(第2号議案)の変更については、電力広域的運営推進機関(広域機関)の総会の議決を経た上で、経済産業大臣の認可を得ることが必要。
- 経済産業大臣の認可基準(経済産業大臣訓令)により、広域機関の業務を遂行するために必要な事務局に、例えば、総務、企画、計画、運用、紛争処理等の機能を有する部署を置き、これらの部署の事務分掌を定める旨が業務規程に記載されることが規定。
- ■「容量市場」、「需給調整市場」及び「コネクト&マネージ」等の新たな課題に広域機関が効果的効率的に今後取り組む必要があることから、今般、事務局の機能強化及び合理化のため、業務規程を変更することとしたい。変更点は、以下のとおり。
 - 企画部機能の強化(企画機能への特化) 【別表2-1】
 - 総務部機能の強化(事務局統括機能の強化) 【別表2-1】
 - その他の事務局機能の合理化【別表2-1】
- なお、例えば、容量市場の詳細検討が更に進んだ段階で容量市場の市場管理者としての本格的な体制整備を行うなど、今回の業務規程の変更後、所要の事務局の体制の見直しがあり得る。
- また、本議案は、今後の総会又は経済産業大臣への認可等に際して、変更があり得る旨、 御留意いただきたい。今後のスケジュールは、以下のとおり。

平成30年2月2日 : 評議員会審議

2月2日以降(評議員会審議後速やかに):理事会議決・総会招集通知

3月2日 : 総会議決

3月2日以降(総会議決後速やかに) :理事会議決・認可申請



■ 1. 企画部機能の強化(企画機能への特化): 別表2-1 (組織の業務分掌)の変更

各部室が所掌業務に関する制度等の企画業務を行うことを前提として、企画部が企画機能(電気事業の広域的運営に関する諸課題(短期・中長期)に対応するための制度(容量市場、調整力・需給調整市場等)や広域機関の機能の総合的な企画業務)に特化するとともに、企画部の企画業務以外の業務を企画部から総務部等へ移管することにより、企画部機能の強化を図ることとしたい(※)。

▶ 企画部→総務部

事業計画、予算、定款・業務規程・送配電等業務指針、統計(年次報告書の作成を含む。)、 渉外(講演、海外対応を含む。)、業務改善(研修を含む。)

- ※別表 2 − 1 (組織の業務分掌)の変更は要しないが、企画部が一部分担している業務を他の部に移管する。 企画部・運用部→計画部:需給バランス評価、需要想定、供給計画、電源入札 企画部→運用部:マージン、地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会
- 2. 総務部機能の強化(事務局統括機能の強化): 別表2-1 (組織の業務分掌)の変更以下の事務局統括業務を総務部に集約し、総務部の事務局統括機能の強化を図ることとしたい。
 定款、業務規程、送配電等業務指針、事業計画、予算、渉外、業務改善、統計(年次報告書の作成を含む。)
- 3. その他の事務局機能の合理化:別表2-1 (組織の業務分掌)の変更

企画部及び総務部の機能強化に伴い、その他の事務局機能の合理化を図ることとしたい(※)。

> 紛争解決対応室:制裁に関する業務の追加

※別表2-1 (組織の業務分掌)の変更は要しないが、事務局内の業務分担の見直しを行う。

計画部:需給バランス評価、需要想定、供給計画、電源入札に関する業務の集約

運用部:地域間連系線の利用(マージン、作業停止調整等)に関する業務の集約



青字=法定の組織・役員

総会

役員選任

- 全会員(全電気事業者)で構成
- 定款及び業務規程の変更、予算・ 決算、役員選解任等を議決
- 議決権は、送配電事業者、小売電 気事業者、発電事業者の3グルー プに同数を配分

監事

監査、意見提出

理事会

(理事長・理事)

評議員の任命

チェック・提言

諮問

評議員会

- 人数は20人以内、 大臣認可を経て任命
- 重要事項を理事会に 先立ち審議

理事長・理事は常勤

- 理事長は中立者から就任
- 事業者出身理事は、発電、 送電、小売から1人ずつ
- 事業者出身理事のノーリターンルールを規定

職員任命 業務の管理・総括

事務局

事務局長

総務部

約160人

(役職員、派遣職員等を含む)

企画部

計画部

運用部 ____

紛争解決対応室

監査室

委員会

理事会の諮問機関

- 広域系統整備委員会
- 調整力及び需給バランス 評価等に関する委員会



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

- 中長期的に電力需要の大幅な増加は見込まれない中での再生可能エネルギーの導入拡大下において、供給力や 調整力を出来る限り低コストで確保・活用する仕組みが必要となってくることを背景に、広域機関が直面する新たな課 題として、「容量市場」、「需給調整市場」及び「コネクト&マネージ」を優先的に検討を進める必要があると考えられる。
- これらの課題は市場設計や市場と密接に関連する制度設計であり、現行の事務局の体制及び機能で今後取り組んでいくのは必ずしも十分とは言えないと考えられる。

現状

- ◆ 省エネの推進 (電力需要の減少〜横這い)
- ◆ 再生可能エネルギーの大量導入 (電源接続ニーズの偏在・増大)
- ◆ 広域メリットオーダーの実施 (調整電源(火力発電等)の稼働率低下)

課 題(懸念)

送配電設備

送配電コスト上昇(電力流通設備の利用率低下)

調整電源

調整力の減少 (設備の高経年化、新増設の減少)

広域機関 の取組

- ・広域系統長期方針の策定
- ・広域系統整備計画の実施
- ・地域間連系線利用ルール(間接オークションの導入)
- ・日本版コネクト&マネージの検討

- ·調整力公募
- ・需給調整市場の検討
- ・容量市場の検討・運営



今後の市場整備を通じて、電源等が持つ価値を取引する市場を、例えば、以下のとおり整理し、 各市場を適切に機能させることで、電気事業全体の効率を高めることが必要ではないか。

電源等の価値 取引される価値(商品) 取引される市場 電力量 実際に発電された電気 卸電力市場 【kWh価値】 容量(供給力) 発電することが出来る能力 容量市場 【kW価値】 調整力公募 調整力 短期間で需給調整できる能力 【ΔkW価値】 → リアルタイト市場 ▶需給調整市場 その他 非化石電源で発電された電気

非化石価値取引市場

(注)上図は電源を想定しているが、ネガワット等は需要制御によって同等の価値を生み出すことが可能。 また、一つの市場において、複数の価値を取り扱う場合も考えられる。

に付随する環境価値



雷力产品处理学业体验即

【非化石価値等】

出所)第5回 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 資料7(一部追記)

平成29年度第3回評議員会資料より

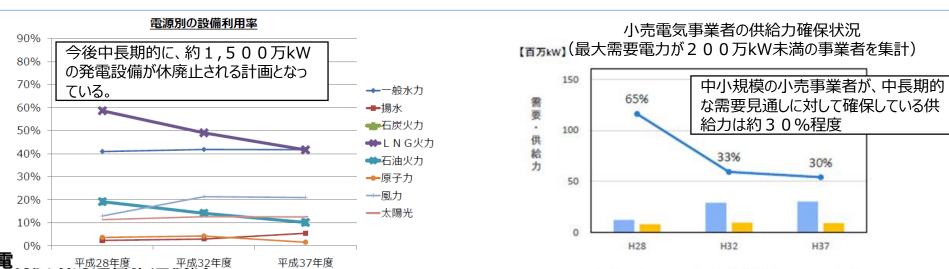
確保済み供給力

■ 平成28年度供給計画では、

Transmission Operators, JAPAN

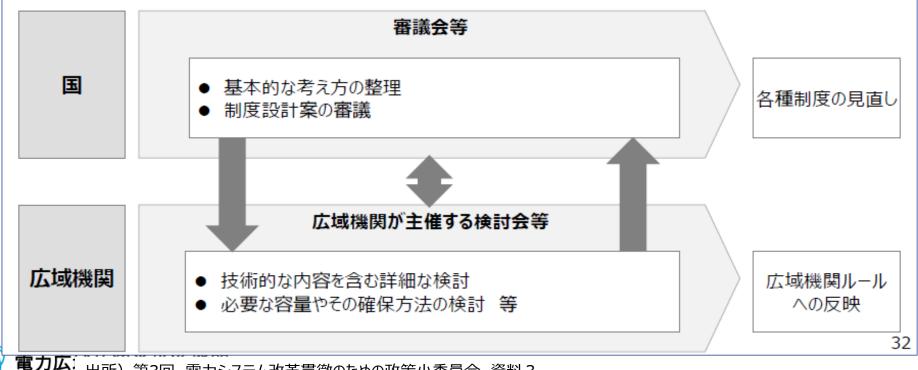
оссто

- ▶ 今後、自然変動電源である風力・太陽光の導入が進む一方で、火力の稼働率は徐々に低下する見込みであることが明らかとなり、
- ▶ また、特に中小規模の小売電気事業者からは、中長期の供給力のうち多くを「調達先未定」とする計画が提出された。
- このため、当機関では、実効性のある供給力確保の在り方について検討を進めるよう、経済産業大臣に対して 意見提出を行っていた。(平成28年6月)
- 一方、電力システム改革貫徹のための政策小委員会(以下、国の審議会)では、単に卸電力市場等に供給力の調整機能を委ねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加で講じ、電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保できるようにすることが示された。(平成29年2月)



平成28年度 供給計画の取りまとめ

- 容量市場の管理等に当たっては、①全電気事業者が加入する中立機関であること、②供給計画のとりまとめを行い、全国大での供給予備力評価等に知見があることといった理由から、広域機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすこととしてはどうか。
- また、今後は技術的な内容も含め、詳細設計を更に検討をすることになるが、当該事項については、広域機関において検討し、検討された制度設計案については、適切なタイミングで、国が関連する審議会等で審議することとしてはどうか。





出所)第3回 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 資料3

調整力公募の実施・需給調整市場の創設

2017年3月第1回制度検討作業部会 事務局提出資料(一部修正)

- 新しいライセンス制度に基づき、一般送配電事業者が電力供給区域の周波数制御、需給バランス調整を行うこととなっているが、必要な調整力を調達するにあたっては、特定電源への優遇や過大なコスト負担を回避することが重要となる。
- 係る観点から、一般送配電事業者は公募調達の実施方法等を定めた「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に従って、<u>調整力の公募を昨年末に実施</u>。
- 今後は、海外の事例も踏まえ、2020年を目途に、**柔軟な調整力の調達や取引を行うことができる市場(需給調整市場)**を創設し、**調整力の確保をより効率的**に実施する。

【調整力の調達手法のイメージ】 く調整力を保有> く調整力を公募> <調整力を需給調整市場で調達> 一般電気事業者 一般送配電事業者 -般送配電事業者 自社 自社 調整力公募 需給調整 雷源A 電源B 市場 一般電気事業者 自社 電源A 電源C 自社 電源B 電源A 電源B 電源C (新電力電源)(ネガワット等) 電源A (旧一電電源) (新電力電源)(ネガワット等) 雷源B (旧一電電源)

出所)第7回制度検討作業部会 資料3

OCC

- 2020年度の需給調整市場(リアルタイム市場)の創設に向けて、調整力公募の評価も踏まえ ながら、 資源エネルギー庁・広域機関・監視等委員会において、一体的に検討を進める。
- 本作業部会で全体制度設計を行うとともに、実際に需給調整市場の運営を行うに際して万全を 期すため、広域機関において市場運営等の課題についてより詳細な検討を行い、監視等委員会 において参入要件や市場監視等の在り方について検討を進めていくこととしてはどうか。

<検討の枠組み>

資源エネルギー庁

~全体制度設計~

- 具体的な市場設計、運営主体・ルールの検討
- 安定供給と低廉化の両立 等

電力広域的運営推進機関 ~市場運営等に係る詳細検討~

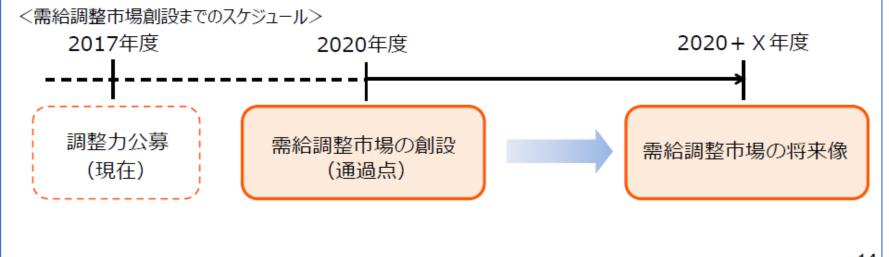
- |● 実運用の観点を踏まえた必要な調整力の量・ 質等条件の検討
- 市場運営等や広域化に関する技術的検討

電力・ガス取引監視等委員会 ~参入要件:市場監視等 の在り方検討~

- コスト合理化の観点からの競争活性化 に係る検討
- 価格情報のより詳細かつタイムリーな 公表の在り方 等

15

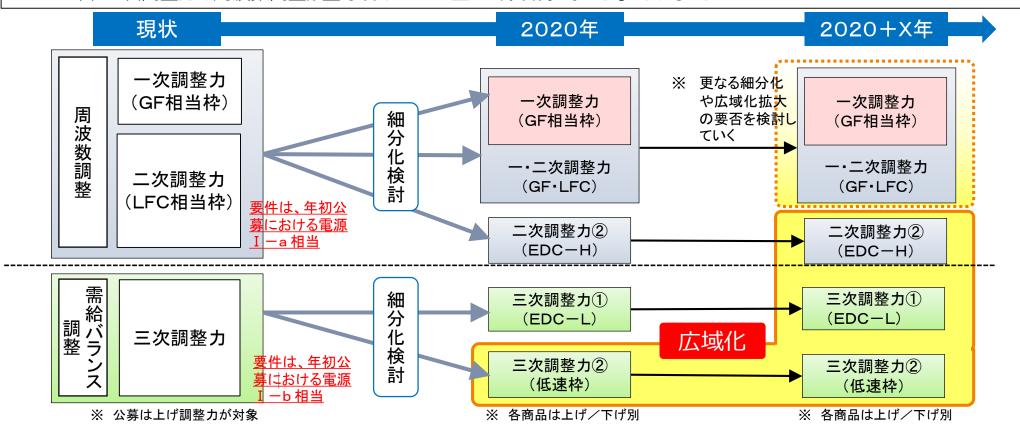
- 今後、需給調整市場を創設し、調達及び運用を行っていくにあたっては、システム改修や運用の 抜本的な改変が必要となり、特に、エリアを越えた広域的な調整力の調達及び運用を行っていくた めには、連系線の運用変更も含めたシステム改修が必要となると考えられる。こうした改修等を行 うにあたっては、数年にわたる入念な準備期間が必要と考えられる。
- このため、2020年度に開始する需給調整市場の検討に当たっては、こうしたシステム改修等の制約の中での検討とならざるをえないのではないか。
- 他方で、こうした制約の中で市場設計を行うにあたっては、将来の需給調整市場の目指すべき姿を見据えた上で、システム改修等や運用の抜本的な改変等の技術的制約を踏まえながら、市場設計を行うことが重要ではないか。



14

| 第21回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会資料より

- 2020年においては現行の中給システムと連系線運用で実現可能な低速域の三次調整力②の広域調達・運用を目指して検討。
- 2020+X年においては、EDCで制御を行う二次調整力②、三次調整力①②までの広域調達・運用を目指すことを基本に検討。
- <u>一次・二次調整力(GF・LFC)</u>については、以下の課題に留意しつつ、2020+X年に広域調達・運用を目指して検討を進めていく。なお、検討状況を踏まえ段階的な拡大を検討することも、現時点で排除はしない。
 - ・日本は欧米に比べて系統容量が小さく、需給調整にはより多くの量をより早く制御する必要があること
 - ・自動で広域運用するためには高速での情報交換が必要であり伝送遅延のリスクや同期の見極めが必要があること
 - ・その他、調整力の偏在・系統定数への影響等の課題検討の必要があること
 - ・一次・二次調整力は周波数調整が主であり、 k W h 上のメリットが少ないと考えられること



可能な時期の精査も含め、当該委員会にて行ってはどうか。

論点⑩:広域化を踏まえた需給調整市場の在り方(市場開設主体①)

- 2020年に向けて、開発された共通プラットフォームを活用し、需給調整市場を開設するにあたり、 市場運営主体や共通プラットフォームの管理主体を確定させる必要がある。
- この点、主体として、一般送配電事業者、広域機関、JEPXなどが考えられるが、以下の理由から、 2020年時点においては、一般送配電事業者が市場運営主体や共通プラットフォームの管理主体となってはどうか。
 - ①共通プラットフォームに将来的に俯瞰的機能(インバランスネッティングや調整力の最適配分) が付与されれば、エリア内の実運用と密接に関係してくること
 - ②2020年時点での俯瞰的機能は限定的であり、一般送配電事業者による相互調整で運営が 可能と考えられること
- 2020年時点で一般送配電事業者が共同で市場運営主体や共通プラットフォームの管理主体になるとしても、運営を透明化し万全を期すことが求められる。このため、広域機関において有識者や関係事業者が参加する形で、調達・運用の考え方、調整力必要量の考え方、商品設計などの見直しを検討する委員会を開催するとともに、応札・落札結果などの取引情報を適切に公開するなどの対応をとることとしてはどうか。また、2020+X年の需給調整市場の整備やシステム開発に向けた検討についても、最短で実現



第24回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会資料より

■ 制度検討作業部会での整理を踏まえ、<u>調整力等委員会に、委員会規程第5条に基づく小委員会を設置し、</u> 調整力等委員会の審議事項の一部を分担させることとしてはどうか。

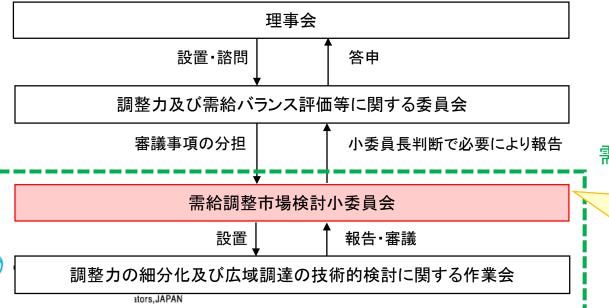
【小委員会の名称】: 需給調整市場検討小委員会

【審議事項】: 需給調整市場に関する検討事項全般

(実運用の観点を踏まえた必要な調整力の量・質等条件の検討、市場運営等や

広域化に関する技術的検討等)

- 需給調整市場に関する審議は、原則として需給調整市場検討小委員会にて行うこととしてはどうか。
- 調整力作業会については、調整力等委員会の下に設置していたが、<u>今後は需給調整市場検討小委員会</u> の下に設置し、検討結果の報告・審議の場を需給調整市場検討小委員会とすることとしてはどうか。



需給調整市場に関する検討範囲

- ▶ 需給調整市場に関する事項全般の検討については、従来調整力等委員会にて扱っていた技術的課題も含め、本小委員会にて議決する。
- → 小委員長は、必要に応じ調整力等委員会に議事の経過を報告する。

第2回再生可能エネルギー大量導入・ 次世代電力ネットワーク小委員会資料より

- 広域機関では、昨年3月に策定した「広域系統長期方針」に基づき、効率的な設備形成の 在り方について「広域系統整備委員会」において検討を開始。
- 日本版コネクト&マネージの実現に向けて、これまで計5回審議。11月以降の検討では、再 牛可能エネルギーの事業者団体等もオブザーバー参加し意見を聴取。
- 広域機関としては、前回、本小委員会でご指摘のあったとおり、グローバルスタンダードを俯瞰し つつ、欧米では実施していない取組であっても、こうすれば実現できるという視点で日本独自の 「日本版コネクト&マネージ」の実現に向けた検討を行う。
- 一方、完全な制度構築を実現するためには、制度面の整備、システムの開発等に相当程度 時間が必要になる。その場合、実効性があり早期適用可能な取り組みについても議論し、先 行実施していくことが重要。

広域系統整備委員会 https://www.occto.or.jp/iinkai/kouikikeitouseibi/index.html

○効率的な設備形成(コネクト&マネージに関連した検討)

第23回広域系統整備委員会(2017年4月24日)

第25回広域系統整備委員会(2017年8月4日)

第26回広域系統整備委員会(2017年9月26日)

第27回広域系統整備委員会(2017年11月2日)

第28回広域系統整備委員会(2017年12月19日)





平成29年度第3回評議員会資料より

■ 今後想定される環境変化

- ○徹底的な省エネルギーの推進による電力需要の伸びの鈍化
- ○再生可能エネルギー電源の拡大や火力電源の新設計画の増加

■ 中長期的な設備形成に関する課題

○上記環境変化に対し、<u>従来のやり方(※)で必要な設備増強を実施していくと、膨大な流通</u> 設備の増強が必要となり、結果として流通設備効率が低下し、託送料金ひいては小売電気料 金の上昇圧力になる。

※P22: (参考) 広域機関が行う業務について

■ 今後の取り組みの方向性

- ○電源側と流通側コストの総合的な国民負担が抑制されるようにするため、流通設備がこれまで 以上に効率的に活用される状態を目指す。
- ○これまでの電源連系容量に応じて系統増強してきた考え方から、大きく発想を転換し、既存設備の最大限の有効活用を図る。 → <u>想定潮流の合理化、コネクト&マネージの取り組み</u>
- ○電源側コストと流通側コストを総合的に評価し、最適な設備形成を検討する。
 - → 費用対便益評価に基づく設備形成、空容量のある系統への連系促進



電力広域的運営推進機関

第2回再生可能エネルギー大量導入・ 次世代電力ネットワーク小委員会資料より

<従来>

● 現状、電源がフル稼働、需要は最少の潮流を想定。

<想定潮流の合理化>

● エリア全体の需給バランス、長期休止電源や自然変動電源の慣らし効果などから電源の稼働の蓋然性 評価等を実施。需要と出力の差が最大となる断面(最大潮流の断面)を評価し生じる容量を活用。

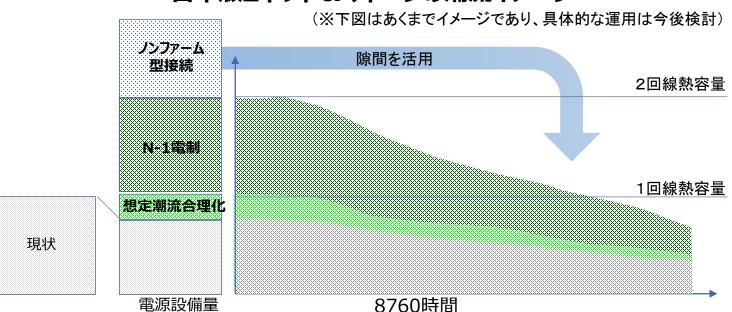
<N-1電制>

● 従来、系統の信頼性等の観点から、N – 1 故障(1回線)発生時でも、送電可能な容量を確保。「N-1電制」では事故時には電制を行うことで、この容量を活用する。

<ノンファーム型接続>

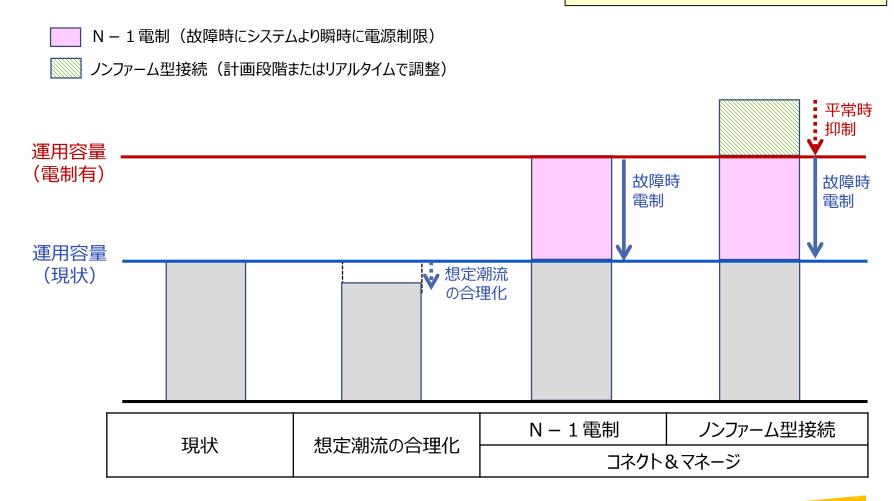
● 送電容量を持たず、系統の空きがあるときには送電することができる新たな電源接続の考え方。

日本版コネクト&マネージの潮流イメージ





第26回広域系統整備委員会資料より



流通設備効率 新規電源受入可能量



第26回広域系統整備委員会資料より

■ 今後、コネクト&マネージに関する以下の取組について検討を進めていく。

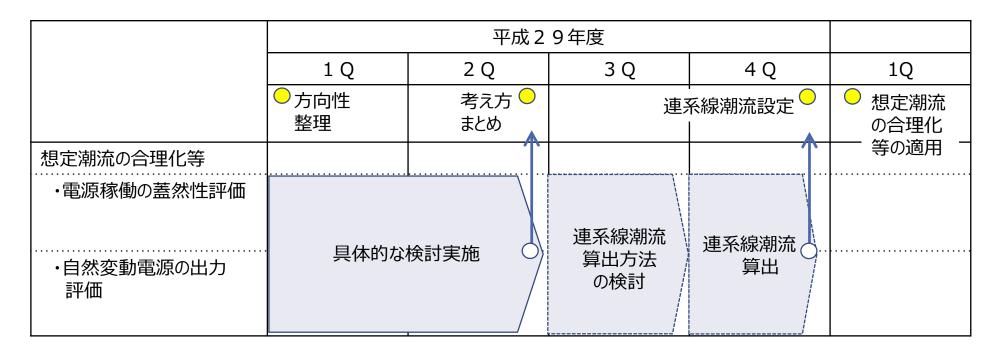
		コネクト&	マネージ
取組	想定潮流の合理化	N - 1 電制 (N - 1 故障時瞬時電源制限)	ノンファーム型接続 (平常時出力抑制条件付き 電源接続
運用 制約	原則、マネージなし	N - 1 故障(電力設備の単一 故障)発生時に電源制限	平常時の運用容量超過で電源 抑制
設備形成	・接続前に空容量に基づき接続できままでである。・想定潮流が運用容量を超過で		・事前の空容量に係わらず、新規接続電源の出力抑制を前提に接続・主に費用対便益評価に基づき増強を判断
取組内容	想定潮流の合理化・精度向上 ・電源稼働の蓋然性評価 ・自然変動電源の出力評価	N - 1 故障発生時に、リレーシステムにて瞬時に電源制限を行うことで運用容量を拡大	系統制約時の出力抑制に合意 した新規発電事業者は設備増 強せずに接続
混雑	(平常時)なし	(平常時)なし	(平常時)あり
発生	(故障時)あり ⇒電源抑制※1で対応	(故障時)あり ⇒電源制限 ^{※2} で対応	(故障時)あり

電力広域的運営推進機関

оссто

第26回広域系統整備委員会資料より

- 連系線の潮流については、今年度内を目途に想定を行い、H30年度早期から想定潮流の 合理化等を適用し系統アクセス案件に対応していく。
- 空容量の公表については検討が完了した系統から順次公開していくものと考えるが、具体的な 公表時期や公表方法については、一般送配電事業者と調整を図っていく。



第28回広域系統整備委員会資料 一部修正

- 来年度早期を目途に、新規接続電源が電制対象者となる場合(オペレーションとその費用負担が一致する場合)のみ、先行的に適用を検討。
- 精算業務等の具体的な課題への対応については、「地域間連系線及び地内系統の利用ルール等に関する検討会」とも連携を図りながら、引き続き検討を進めていく。

【スケジュール】

									_
			平成 2	9年度	Ę		平成30年度	平成31年度	
	1Q	2Q	3Q		4Q		(2018年度)	(2019年度)	
広域系統整備 委員会		○		○	<u> </u>	◆			
							具体的な課題 対応 等	題への	,
N-1電制			課題 整理	対応の	D方向性整理		・精算業務(システム化の要・電源制限装置		<u> </u>
							先行適用]	\
							オペレーション のみ先行適 (特別高圧		哈 /



第28回広域系統整備委員会資料 一部修正

- ノンファーム型接続については、本年度中に課題整理を行い、来年度から対応の方向性整理、および具体的な課題の対応について検討を進めていくこととしたい。
- ただし、運用システムの開発等の期間は、制度設計(前提条件やオペレーションなど)如何によって、相当前後するものと考えられる。

【スケジュール】

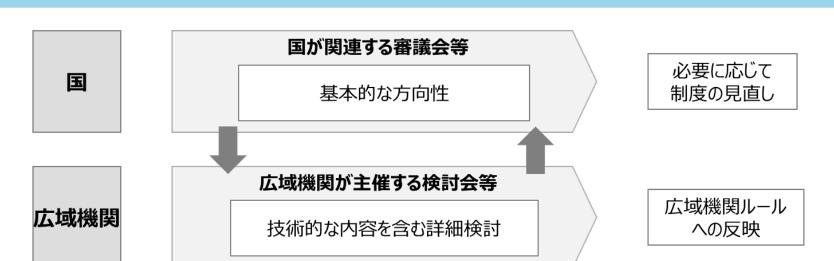
							_
	平成 2	9年度	平成30年原	萝	平成31年度	平成32年度	
	3Q	4Q	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	
広域系統整備 委員会	○	○					
ノンファーム型	課題	整理	対応の方向性整理 ・運用システムイメ・ (ノンファーム型 ・予見性確保イメ・ ・空容量との関係・設備増強の考えた。 ・各市場との関係	−ジ 電源の出 −ジ 方	力抑制)		
接続			• }	運用シスラ	な課題への対応 等 テム仕様 情報開示方法	運用システム開発 制度設計の如何によって	
				ルール整(扁 等 	相当前後あり	<u> </u>

(参考)「コネクト&マネージ」に関する広域機関の役割と今後の検討の進め方23

第2回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会資料より

御議論いただきたい点

- 本日、広域機関より、既存系統の最大限の活用に向けたこれまでの検討状況等について報告。
- 再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題に関する研究会(これまでの論点整理) において指摘された、「日本版コネクト&マネージ」の仕組みの具体化について、早期に実現させ ることが必要ではないか。
- 具体的には、まずは、想定潮流の合理化やN-1電制の部分的適用等、関係者間での課題に 関する調整が済んだものから、2018年度早期からの適用も含め、着実に実現することが必要で はないか
- また、既存系統の最大限の活用のために、欧州の取組も参考としながら、N-1電制の本格適用や ノンファーム型接続等も含め、更なる取組を検討すべきではないか。
- 今後の検討体制については、**基本的な方向性の提示や重要論点に係る議論は国(本小委員** 会等)で行うとともに、技術的な内容を含む詳細検討は広域機関において行うこととしてはどうか。





〇電気事業法(昭和39年法律第170号)(抄)

(業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める 事項を記載しなければならない。

- 2 (略)
- 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

〇電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(経済産業大臣訓令) (抄)

第1 審査基準

- (27) 第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可
 - 第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な審査基準については、「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添2)のとおりとする。
- (28) 第28条の18第2項の規定による広域的運営推進機関の定款の変更の認可 第28条の18第2項の規定による広域的運営推進機関の定款の変更の認可に係る審査基準については、 当該変更後の定款の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の定款に虚偽の記載がないこと及び「電気事 業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合す ることとする。
- (33) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準につい 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準につい ては、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこ と及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該 当部分に適合することとする。



〇電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(経済産業大臣訓令) (抄)

別添2

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

- 2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準
- (12)組織及びその運営方法に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ⑤ 推進機関の業務を遂行するために必要な事務局を置く旨
- ⑥ 事務局の長として、事務局業務を総括する業務を行う事務局長を置く旨及び事務局に、例えば、総務、企画、計画、運用、紛争処理等の機能を有する部署を置き、これらの部署の事務分掌を定める旨
- ⑦ 事務局の各部署の総合調整に関する事項並びに電気の需給及び送配電等業務に係る統計、調査及び研究業務を行うために必要な体制を構築する旨
- 窓 監事が行う業務監査が有効に機能するよう、必要な体制を構築する旨

日変更 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年 電力広域的運営推進機関 (変更点に下線) 筬 更 変 電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 電力広域的運営推進機関 前 (変更点に下線) 更 変

変 更 後(変更点に下線)	別表2-1 組織の業務分掌	業務分掌	事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「に関すること」の記載を省く。)、 のんな 経歴間し い事を調整 (計の コーキュー 開土 主 総 たんきょう いん から が	シロ温波図とごとEmploy (Black) Trailに因うらからにもといい、Next、又真、で、工事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・	ニナゴ、三四ス 計四ス式、スコーコポーン・ニン・コンコンには、防災・危機管理、法務 <u>(定款、業務規程及び送配電等業務</u> 指	環境、事業計画、予算、組織・要員、委員会、涉外、業務改善、人事・労務、経	、委託・購買契約、広報、統計(年次報告書の作成を含む。)、系統情報の公表、	需要者スイッチング支援、情報システム(通用部所管のものを除く。)の開発・	運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の一致・安げ 雷さない事項	企画、調査・研究、容量市場		全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統 アクセス業務	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれ	への対応、連系線の管理(運用容量・利用計画・混雑処理等)、作業停止計画調	、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守	需給及び系統の状況の監視・管理		苦情処理、相談対応、紛争処理(あつせん・調停)、指導・勧告、制裁	内部監査	H)		年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	4
	12 1	組織名	m [I ※	総務部 環	順	制 E !		H A	祖國王	計画部		運用部	機	運用部(広域運用	センター)	粉争解決対応室	監査室	附則 (平成30年 月	(小竹 五口)	(施行期日) 本規程は、平成30年4月	1
変更 前 (変更点に下線)	別表2-1 組織の業務分掌	業務分準	事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「に関すること」の記載を省く。)、	でお、区域では、単一の単一の	『 遠く こまなべい、 くま こちゃい・レン・「・こう、・・こんをで埋、 法務、 撃境、 組織・ 要員、 参員会、 人事・	委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システ	ム(運用部所管のものを除く。)の開発・運用・保守、会員による情報通信技術	の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項		子草・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計(年次	報告書の作成を含む。)、涉外、業務改善	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれ	への対応、連系線の管理(運用容量・利用計画・混雑処理等)、作業停止計画調	整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守	連用部 (広域運用		紛争解決対応室 苦情処理、相談対応、紛争処理(あっせん・調停)、指導・勧告	内部監査				

(案)

 番
 号

 年
 月

 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

業務規程の変更認可について(回答)

平成30年3月14日付け20180302資第17号により貴職から当委員会に意見を求められた業務規程の変更認可については、認可することに異存はありません。

[参考条文]

■ 電気事業法

(業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。
- 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一~四 (略)

五 第十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十四条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

六~十三 (略)

2 (略)

■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

- $(1) \sim (32)$ 略
- (33) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審 査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務 規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進 機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合することとする。

別添2

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の15の規定による広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

推進機関の設立の認可については、次に掲げる事項が、広域的運営推進機関設立認可申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

- 1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確 実であると認められることの基準
- (1) 事務所の所在地について、会員が往訪しやすく、かつ、国の機関と密接な連絡をとることができる場所が記載されていること。
- (2) 会員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 会員が推進機関に加入する際の手続
- ② 推進機関は、次に掲げる場合に、会員に対して、過怠金その他の制裁を科す旨
 - イ 会員が第28条の40第6号の指導・勧告に従わない場合
 - ロ 会員が第28条の42第1項の規定による報告又は資料の提出を行わない場合
 - ハ 会員が第28条の43の規定による情報提供を行わない場合
 - ニ 会員が第28条の44第1項の規定による指示に従わない場合
 - ホ 会員が法令に適合しない行為を行っていると認められる場合
 - へ 会員の行為が推進機関の業務の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- ③ 会員は、送配電事業者(一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者)により構成されるグループ、電気の小売業を営む事業者(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者)により構成されるグループ及び発電事業者により構成されるグループの3つのグループにそれぞれ分類される旨
- (3)総会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 第28条の33第1号から第4号までに掲げる事項及び電気事業法に特別の定めがあるもののほか、少なくとも事業計画及び事業報告書に関する事項が総会の決議事項である旨
- ② 送配電等業務指針の策定又は変更が総会への報告事項である旨

- ③ 総会における議決権については、上記(2)③の各グループの議決権の総数がそれぞ れ同数である旨
- ④ 供給区域において電力系統を維持し、及び運用する事業並びに電力系統を利用して発電及び電気の小売業を営む事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えない旨
- ⑤ 一の事業者及びその子法人等(一の事業者が法人等(法人、組合その他の事業体をいう。以下この⑤において同じ。)の議決権の過半数を有する場合における当該法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の議決権の過半数を有する場合における当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。以下この⑤において同じ。)が上記(2)③の同一のグループに属する場合であって、会員が、当該一の事業者及びその子法人等の集団に属するときは、当該集団に属する会員のうち、一の会員が議決権を有する旨
- ⑥ 会員は、推進機関に対して、総会における議決権の設定に必要な情報を提出しなければならない旨
- ⑦ 理事長は、会員から会議の目的である事項を示して請求があった場合であって、当該 会員の議決権の合計が総会員の議決権の合計の5分の1以上であるときは、臨時総会 を招集しなければならない旨
- ⑧ 発電用の電気工作物を設置する者等であって会員ではないものが、総会に参加して、 意見を述べることができる旨
- ⑨ 総会の議事録は、原則として公表する旨
- (4) 役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 役員に関する次に掲げる事項
 - イ 役員は、理事長1人、理事4人以内、監事2人以内とする旨
 - ロ 理事長及び理事は、常勤とする旨
 - ハ 電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び役員 は、その退任後、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、そ の退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項
 - ニ 電気事業者の役職員であった者が役員となる場合、上記(2)③の各グループから1人ずつ役員を選出する旨及び当該役員は、各グループの利害にかかわらず、中立的でなければならない旨
 - ホ 理事長は、特定の電気事業者若しくは特定の電気事業者と密接な関係を有する事業者又は電気事業に関する特定の団体の利益を代表する立場の者でないものとする 旨
 - へ 役員及び役員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範
 - (i) 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
 - (ii) 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項

- (iii) 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項
- (iv) 業務上創造された知的財産の保護に関する事項
- (v) 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に 関する事項
- (vi) 倫理的行動に関する事項
- (vii) 有価証券等の売買に関する事項
- ト 役員等の処分に関する事項
- ② 理事会に関する次に掲げる事項
 - イ 理事長及び理事により構成される理事会を設置する旨及び監事は、理事会その他 の重要な会議に出席して、意見を述べることができる旨
 - ロ 理事会において、理事は各1個の議決権を有する旨及び理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長が決する旨
 - ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨
 - (i)総会に諮ろうとする事項(定款の変更、予算の決定又は変更、業務規程の変更、決算、役員の選任又は解任、事業計画及び事業報告書等)
 - (ii) 会員に対する制裁
 - (iii) 役職員の処分
 - (iv) 職員の任免
 - (v) 組織及び職位の改廃又は新設
 - (vi) 評議員の任免
 - (vii) 評議員会から提出された意見に対する理事会の見解
 - (viii) 送配電等業務指針の策定又は変更
 - (ix) 地域間連系線及び地内基幹送電線(※)(以下「地域間連系線等」という。) に関する長期の整備計画及び個別の地域間連系線等の整備計画(以下「地域間連系線等の整備計画」という。)に関する事項
 - (※) 使用電圧が250キロボルト以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。ただし、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満の場合は最上位電圧のみ。
 - (x) 供給計画の取りまとめに関する事項
 - (xi) 系統アクセス業務に関する事項
 - (xii) 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する 者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務 (以下「電源入札等」という。) に関する事項
 - (xiii) その他重要な意思決定事項(会員に対する指示、電気供給事業者に対する指導・勧告、会員に対する資料提出要請、対外的な情報発信等)
 - ニ 理事会の開催に関する事項

- ホ 理事会の議事録は、原則として公表する旨
- へ 理事会は、事業者、有識者等の意見を聴取するため、必要に応じ、委員会等を設 置することができる旨
- (5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関における評議員会の位置付け
- ② 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を、理事会での審議に先立って審議する旨 イ 定款の変更
 - ロ 予算の決定又は変更
 - ハ 業務規程の変更
 - 二 決算
 - ホ 組織の改廃又は新設
 - へ 送配電等業務指針の策定又は変更
 - ト 地域間連系線等の整備計画に関する事項
 - チ 供給計画の取りまとめに係る第29条第2項の意見の送付に関する事項
 - リ 電源入札等に関する事項 (緊急の場合を除く。)
- ③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期に審議する旨
 - イ 苦情処理に関する事項
 - ロ 系統の信頼度評価に関する事項
 - ハ 指示、指導・勧告、系統アクセス業務その他の理事会の活動状況
 - ニ 需要家が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを 目的とする業務の実施状況
 - ホ電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電用の電気工作物の設置に係る 進捗状況や稼働状況
- ④ 評議員の構成は、需要家、学識経験者等の多様な意見が適切に反映され得る構成と する旨及び評議員の任期に関する事項
- ⑤ 評議員会の開催に関する事項
- ⑥ 評議員会は、その審議結果を理事長に提出することができる旨
- ⑦ 評議員会の議事録は、原則として公表する旨
- (6) 会費に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ①推進機関の運営費のうち、総会開催費等に係る費用については、理事会が会員の数を 勘案して決議する額を、会費として全ての会員に課す旨
- ②推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を 勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者である会員に課す旨
- ③推進機関の運営費のうち、電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金については、 理事会が決議する額を会費等に加え一般送配電事業者たる会員に課す旨

- (7) 財務及び会計に関する事項として、事業年度終了時において剰余金が生じたときは、 前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余額を翌年度 に繰り越す旨が記載されていること。
- (8) 公告の方法として、推進機関の公告は、法令に特別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う旨が記載されていること。
- 2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準
- (1) 第28条の40第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、第28条の40第1号の監視を行うため、会員から、翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画(以下「需給計画」という。)の提出を受けるとともに、中央給電指令所、基幹給電指令所等を有する者から当該者が常時監視している情報の提供を受ける旨
- ② 推進機関は、会員の需給計画、一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の見通し及び我が国全体における電気の需給の見通しを監視するとともに、常時、一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況、調整力の確保の状況及び我が国全体における電気の需給の状況を監視する旨
- ③ 推進機関は、小売電気事業者である会員の供給力の確保の状況を監視する旨
- (2) 第28条の40第2号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 第28条の40第1号の監視により、会員の需要想定が、過去の実績、契約電力等に 照らして適切でない場合、会員の需要想定に比して当該会員の供給力が不足すると見 込まれる場合その他会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況を改善する必要があ ると認められる場合、当該会員に対して、必要な指示を行う旨
- ② 一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、広く会員に対して、必要な指示を行う旨
- ③ 推進機関は、会員に対し指示を行った場合、これを速やかに公表する旨
- (3) 第28条の40第3号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも、送配電等業務指針の策定又は変更を行う場合には、理事会における審議に先立って、会員からの意見を十分に聴取する旨その他の送配電等業務指針の策定又は変更に関する手続が記載されていること。
- (4) 第28条の40第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関が長期(10年間)の需要想定を策定する旨及び推進機関は、必要に応じ、 会員に対して、当該会員が需要想定を策定するために参考となる情報を提供する旨

- ② 推進機関が策定する需要想定要領には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない旨
 - イ 需要想定に関する基本事項(想定期間、想定対象及び想定需要区分等)
 - ロ 供給区域の需要の想定方法
 - ハ 小売需要の想定方法
- ③ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申の手順及び方法。また、推進機関は、当該取りまとめに当たっては、必要に応じて、会員から事情を聴取し、当該供給計画の送配電等業務指針、地域間連系線等の整備計画等への適合性を確認する旨。
- ④ 推進機関は、必要に応じて、会員と供給計画について必要な調整を行う旨
- ⑤ 長期の電気の需給の見通し等を広く公表する旨
- ⑥ 推進機関は、我が国全体における地域間連系線等の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下単に「長期方針」という。)を策定する旨
- ① 長期方針の策定及び改定に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨 イ 長期方針は、透明性を確保した手続で作成し、策定後直ちに公表されるべきものであ ること。
 - ロ 長期方針は、少なくとも数年ごとに改定され、かつ、必要に応じて不定期に改定され るものであること。
 - ハ 長期方針の不定期な改定に係る具体的な方法
 - 二 長期方針は、総合資源エネルギー調査会令(平成12年政令第293号)に基づく審議会等における審議及び推進機関の調査分析の結果を踏まえて策定するものであること。
 - ホ 長期方針は、10年を超える長期を見通して、我が国全体のあるべき電力系統の姿を 示すとともに、その実現に向けた考え方を示すものであること。
 - へ 長期方針は、電気事業者や海外諸国の関係機関等との意見等を踏まえた検討を経て策 定されるものであること。
- ⑧ 推進機関は、地域間連系線等の整備計画を策定する旨及び地域間連系線等の整備計画 の策定に当たっては、委員会等を設け、既設の設備の状況、その更新計画等の実態も 踏まえた検討を行う旨
- ⑨ 推進機関は、発電事業者から提出される発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送 配電事業者による適切な流通設備の整備計画の立案のために必要な情報を、一般送配 電事業者に対して共有しなければならない旨
- ⑩ 推進機関は、流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、電気事業者に対して共有しなければならない旨
- ① 推進機関は、経済産業大臣から地域間連系線等の整備に関する検討の要請を受けた場合には、当該要請に従って個別の地域間連系線等に係る計画策定手続(以下「計画

策定プロセス」という。) を開始する旨及び当該地域間連系線等の整備計画の取りまとめまでに要する期間を経済産業大臣に報告し、公表する旨

- ② 第28条の40第4号の検討を行うため、電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨
- (5) 第28条の40第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、供給力の確保を最終的に担保するための手段として、推進機関による電源入 札等を行う旨
- ② 電源入札等の対象は、発電用の電気工作物の設置、維持及び運用する者とする旨
- ③ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨 イ 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた場合
 - (i) 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う 供給信頼度評価業務等を通じて、電源入札等の検討の必要性が認められる場合
 - (ii) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電用の電気工作物や、大規模自然 災害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合
 - ロ 一般送配電事業者より検討の必要性の提起があった場合
 - ハ 経済産業大臣からの検討の要請があった場合
- ④ 推進機関は、電源入札等の必要性、実施要領や落札者の決定等に当たっては、有識者を含めた検討会を設置し検討を行う旨
- ⑤ 推進機関は、定期的に、入札した発電用の電気工作物の設置に係る進捗状況や稼働状況を 検討会に報告する旨。
- ⑥ 電源入札等に関する事項を送配電等業務指針に定める旨
- (6) 第28条の40第6号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる場合に同号の指導・勧告を行うなど、同号の指導・勧告を行う具体的な要件及び手順が明確に記載されていること。
- ① 第28条の40第1号の監視を通じて、会員が需給バランスを確保する見込みがない と認められる場合
- ② 第28条の40第7号の苦情の処理及び紛争の解決を行うに当たり、必要があると認められる場合
- ③ 第28条の40第8号の連絡調整を行うに当たり、地域間連系線の運用容量若しくはマージンの算定又は系統アクセス業務において、会員が正当な理由なく、必要な調整に応じない場合
- ④ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめの結果、当該供給計画が送配電 等業務指針、地域間連系線等の整備計画等に照らして不適切であると認められる場合
- ⑤ ①から④までのほか、電気供給事業者が、法令、定款、業務規程又は送配電等業務

指針に照らして不適切な行為を行っていると認められる場合

- (7) 第28条の40第7号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 苦情受付、相談、あっせん及び調停を行うために必要な体制を整える旨
- ② 紛争の解決については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16 年法律第151号)の規定に準じて行う旨
- (8) 第28条の40第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 送配電等業務に関する情報提供については、「系統情報の公表の考え方」(2015 資電部第17号。以下「系統情報ガイドライン」という。)に基づいて行う旨
- ② 推進機関は、需要者が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。) により、法令に基づき必要となる需要者の承諾を得た小売電気事業者が、当該需要者に関する必要な情報を入手できる環境を提供する旨
- ③ 推進機関は、スイッチング件数の推移等を監視し、その利用状況を公表する旨
- ④ スイッチング支援システムの利用に関する事項を送配電等業務指針に定める旨
- ⑤ 推進機関は、会員から提出を受けた地域間連系線等の作業停止に関する計画について必要な調整を行い、当該調整後の計画を会員に通知する旨。
- ⑥ 地域間連系線に関する次に掲げる事項
 - イ 地域間連系線の監視、広域的な電力取引に係る情報の把握、出力制御に制約等の ある電源等の取扱い、混雑時の処理の手続等地域間連系線に係る業務の手順。
 - ロ 地域間連系線の運用容量及びマージンの妥当性を検討する旨並びに当該検討の手順並びに当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨。また、会員は、推進機関の要請に基づき、 当該検討に必要な情報を提出しなければならない旨。
 - ハ マージンは、推進機関が定期的に必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表する 旨
 - 二 実需給断面におけるマージンは、各供給区域における供給予備力が必要量確保されている場合には0とするものとする旨及び0とならない場合には、あらかじめ、その理由が明らかにされなければならない旨
 - ホ 特定の供給区域において、再生可能エネルギー電気等を発電する発電設備の増加 等により、調整力が不足し、当該特定の供給区域において周波数調整ができない、 又はできないおそれがあると認められる場合の広域的な周波数調整を行うための要 件及び実施手順を定める旨
- ⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項 イ 電力系統への連系を希望する者(以下「系統連系希望者」という。)から1万キロ

ワット以上の発電用の電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった場合、一般 送配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた 検討の上、系統情報の公表の考え方及び「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及 び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(2015資電部第16号。以下「費 用負担ガイドライン」という。)も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者 に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨

- ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、別添3の2. (1) から(5) まで の内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者が受付を 行う場合と同一とする旨
- ハ 推進機関は、当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレー ションを行うための分析ツールを具備する旨
- ニ 推進機関は、一般送配電事業者に対して申込みがあったものを含め、定期に系統 アクセスに係る受付及び回答の状況を取りまとめ、公表する旨
- ホ 推進機関は、推進機関が系統アクセスを受け付けた案件、別添3の2. (4)②及び⑤、(5)②及び⑥並びに(6)②及び⑥の案件並びに(10)により提出を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨
- へ 推進機関は、系統連系希望者がその発電用電気工作物を電力系統に接続する際、 当該系統連系希望者の特定負担となる送変電設備の増強が一定規模以上必要になる ことが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、①推進機関が近隣の電源接 続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことができる可能性が あること又は②推進機関における計画策定プロセスを提起できる可能性があること を説明しなければならない旨
- ト 推進機関は、近隣の電源接続案件を募る場合は、以下の方法により、近隣の電源接続案件の募集手続を行わなければならない旨、当該手続の実施に当たっては、情報管理を徹底しなければならない旨及びその標準処理期間
 - (i) 募集の対象となる送電系統の周辺地域における他の系統連系の案件を、入札 その他の公平性及び透明性が確保された方式により募集する方法
 - (ii) 応募のあった系統アクセス希望案件を考慮に入れた送変電設備の設備増強計画について、一般送配電事業者に検討を要請し、別添3の2.(5) に準じて回答を行う方法
- チ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、既存の発電用の電気工作物の建て替え に伴う連系希望者を募るに当たり、既存の発電用の電気工作物の建て替えは新規の発電 用の電気工作物の連系の場合と同様に取り扱うことが公平であるとの考えに基づき、連 系希望の募集手続を行わなければならない旨、当該手続の実施に当たっては、情報管理 を徹底しなければならない旨及び標準処理期間を定める旨
- リ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、一般負担の基準額を検討し、指定する

旨

- ⑧ 卸電力取引所において成約した取引に関する情報の把握の方法
- ⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が別添3の6. (6) ①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨
- ⑩ 推進機関は、一般送配電事業者から全国のインバランス量を集計し、集計結果を卸電力取引所に通知する旨
- (9) 第28条の40第9号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ①推進機関は、毎年度、次に掲げる事項を含んだ報告書を作成し、これを公表する旨 イ 前年度までの電気の需給(一般送配電事業者である会員の供給区域における周波 数や電圧の変動、停電の情報を基礎とする供給区域ごとの状況、リスク要因の評価・ 分析を含む。)並びに地域間連系線等及び系統アクセスの状況
 - ロ 将来の電気の需給、地域間連系線等及び系統アクセスの状況の見通し
 - ハ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析及び当該分析を踏まえた対策案
- ②推進機関は、地域間連系線の利用状況に応じた各供給区域の適切な供給予備力の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な供給予備力の水準について不断に見直さなければならない旨
- ③推進機関は、一般送配電事業者がその供給区域における電圧及び周波数を維持する ために必要となる調整力のスペック及び量の水準について検討を行い、毎年度、その 評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な調整 力の水準について不断に見直さなければならない旨
- ④ 推進機関の業務に関する情報の収集及び調査分析を行う旨並びに当該情報及び調査分析結果を国内外に積極的に発信するために必要な体制
- ⑤ 災害等が発生した場合には、推進機関が緊急対策本部等を設置する旨及び災害等が発生した場合における参集基準その他の会員が協調して災害復旧等に取り組むために必要な事項。また、災害等が発生した場合には、経済産業大臣に対して、一般送配電事業者である会員の供給区域の総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する情報を報告する旨。
- ⑥ 推進機関と会員の連携体制を確認する観点から、少なくとも年に1度、災害等対策訓練を実施する旨及び推進機関が被災した場合等においても他の代替拠点等においてその業務を継続し、又は速やかに再開するための業務継続計画(BCP)を策定する旨。また、少なくとも次の情報を会員から定期に受け取る旨。
 - イ 電気工作物の所在地及びその性能
 - ロ 電源車、携帯用発電機等の保有の状況(燃料の保有の状況を含む。)

- ハ 災害対策のための資機材の保有の状況
- ニ 災害対策のための人員(協力会社等の人員を含む。)の状況
- ホ 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
- ⑦ 推進機関は、会員に対するサイバーセキュリティ対策に関する情報提供を行う旨
- (10)上記1. (2)③のそれぞれのグループに対する公平性を確保すること、需要家利益に配慮すること、透明性を確保することその他の推進機関の業務運営の基本方針及び上記(9)の業務等により得られた知見を、各業務に反映させる仕組みが記載されていること。
- (11) 理事会、評議員会及び個別課題に対応して設置される委員会等の議事録は、原則 として公表する旨及びその具体的な方法並びに外部からの情報公開の請求があった 場合における具体的な対応方法が記載されていること。
- (12)組織及びその運営方法に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関が業務を行う時間及び場所並びに第28条の40第1号の監視等の業務については、24時間これを行う旨
- ② 理事会の決議事項のうち、送配電等業務指針の策定又は変更その他の会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、会員その他の事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨
- ③ 理事会の決議事項のうち、地域間連系線等の整備計画の策定又は変更その他の電力系 統の運用に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、専門的な 知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨
- ④ 業務の内容に応じて、弁護士、公認会計士、電力系統の運用に専門的な知見を有する 者等を、役員又は職員として確保する旨が定められていること。
- ⑤ 推進機関の業務を遂行するために必要な事務局を置く旨
- ⑥ 事務局の長として、事務局業務を総括する業務を行う事務局長を置く旨及び事務局に、 例えば、総務、企画、計画、運用、紛争処理等の機能を有する部署を置き、これらの 部署の事務分掌を定める旨
- ⑦ 事務局の各部署の総合調整に関する事項並びに電気の需給及び送配電等業務に係る統計、調査及び研究業務を行うために必要な体制を構築する旨
- ⑧ 監事が行う業務監査が有効に機能するよう、必要な体制を構築する旨
- ⑨ 職員に関する次に掲げる事項
 - イ 多様な専門性を有した十分な数の職員を事務局の職員として確保する旨
 - ロ 電気事業者からの出向者が職員となる場合には、当該出向者が業務を行う部署が、 上記1.(2)③の特定のグループの出身者によって著しく多数を占められることが ないよう留意する旨
 - ハ 出向者の専門性に偏りがないよう留意する旨

- ニ 推進機関のプロパーを偏ることなく配置するよう留意する旨
- ⑩ 任期付き任用等の柔軟な雇用形態による体制確保を含め、柔軟かつ機動的な事務局 体制を構築する旨
- ① 女性を積極的に登用する旨
- (13)職員及び職員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範が記載されていること。
- (1) 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
- ② 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項
- ③ 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項
- ④ 業務上創造された知的財産の保護に関する事項
- ⑤ 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項
- ⑥ 倫理的行動に関する事項
- ⑦ 有価証券等の売買に関する事項
- ⑧ 他の組織から出向している職員が、出向元と利害関係を有する業務に主担当として 携わることを禁止するなど、適切な業務執行に関する事項
- (14) 十分な拡張性のある情報処理システムを具備する旨、法制度等の見直し、システム 利用者からの改善要請等に応じて、柔軟に当該情報処理システムを更新する旨並びに 当該情報処理システムに係る役務又は物品の調達に当たっては、公募を行うなど、透 明性及び公平性を確保した調達を行う旨が記載されていること。
- (15)業務に関する帳簿、書類その他の情報の管理に関し、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 情報漏えい、盗用等を防ぐための具体的な方法を就業規則、出向協定書等において 定める旨
- ② 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)の規定に基づき、独立行政法人等が行う文書の管理に準じた管理を行う旨
- ③ 適切なサイバーセキュリティ対策を講じる旨
- 3. その他業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準
- (1) 経理的基礎について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、推 進機関がその業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込 みがあること。
- ② 会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること。
- ③ その他運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、その業務を健全な

状態で持続的に遂行し得る財政面での確実性が認められること。

- ④ 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
- (2) 技術的能力について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 緊急時も含めて適確に業務を遂行するために必要な情報を収集・集約することができる仕組みが整えられる見込みがあること。また、情報処理システムを含め、必要かつ十分な能力を備えた施設、設備等が、保有、貸借等により確保される見込みがあること。さらに、これらの施設、設備等を操るために十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
- ② 役員が十分な技術的能力・経験等を有していること。
- ③ 技術的能力・経験等を有する職員が十分に確保される見込みがあること。また、当該職員が適切に配置される見込みがあること。
- ④ 施設、設備等の管理責任者が確実に選任される見込みがあること。
- (3)業務の継続性について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 事務所、情報処理システム、情報の伝送手段等に関して、多重化が図られている、又は図られる確実性が高い具体的な計画を有していること。
- ② 業務継続計画(BCP)が、推進機関が被災した場合等においてもその業務を継続し、 又は速やかに再開するために十分なものであること。
- (4)業務を開始するまでに行う準備に関する計画に、業務を開始するまでに行う事項及びその予定が記載されていること。